

## 附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

### 第1節 基本方針

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかったこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

長柄町域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う本町の震度は最大5弱程度と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う社会的な混乱も懸念されている。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画を策定する。

ただし基本的な防災活動に関する内容は本計画地震編の内容と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心に簡潔に示すこととする。

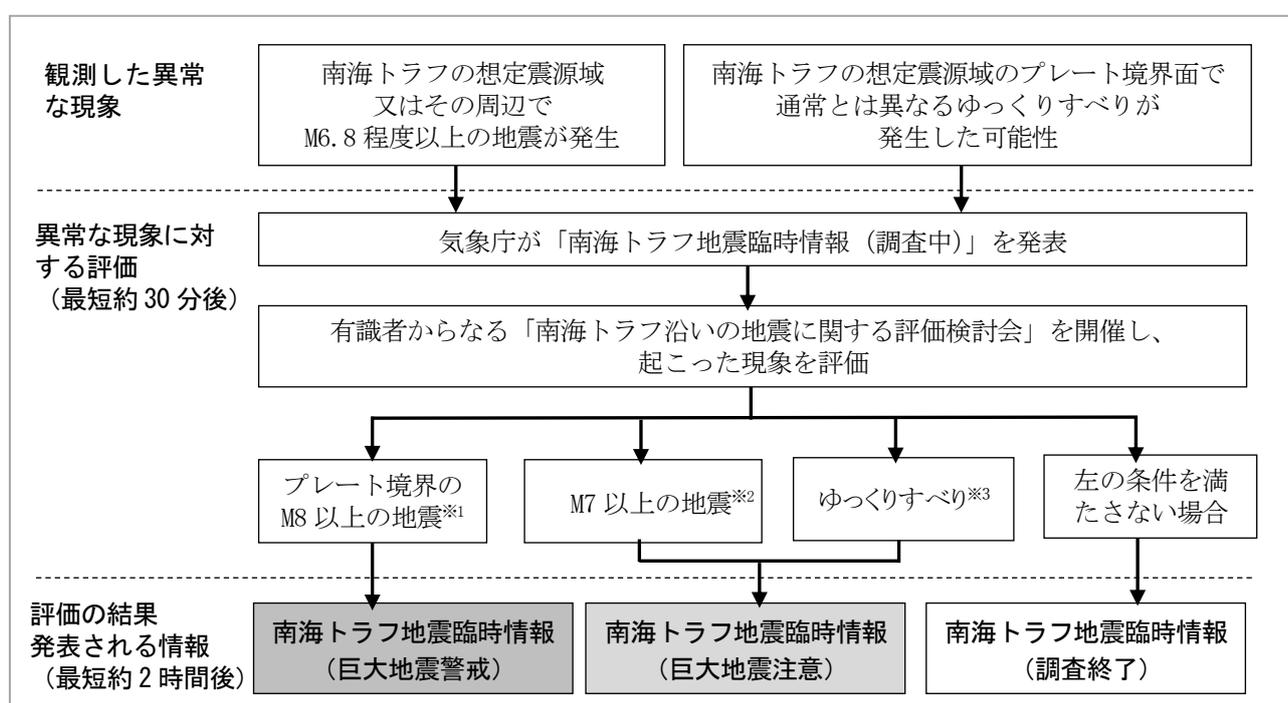
#### ■南海トラフ地震関連情報の種類と対応

情報名・発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件 ▶南海トラフ地震防災対策推進地域での防災対応	
南海トラフ地震臨時情報	地震発生等から5～30分程度	(調査中) 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 <sup>*1</sup> でマグニチュード6.8以上 <sup>*2</sup> の地震 <sup>*3</sup> が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震注意	○監視領域内 <sup>*1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>*4</sup> 7.0以上の地震 <sup>*3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 ▶日頃からの地震への備えを再確認する等
		巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>*4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ▶日頃からの地震への備えを再確認する等 ▶地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ▶地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
	(調査終了)	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 ▶大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	

情報名・発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件 ▶南海トラフ地震防災対策推進地域での防災対応
南海トラフ地震関連解説情報		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

■異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

## 第2節 活動体制の確立

項目	担当
第1 活動体制	各部
第2 広報活動	総務部、管財経理部
第3 避難対策	総務部、避難所担当職員

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に応じて次の対策をとる。

なお、最初の地震により町が被災した場合は、地震編第3章により、災害応急対策を実施する。

### ■南海トラフ地震臨時情報発表時の対応のながれ

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
(最短) 2時間程度 ～1週間	<b>〈「巨大地震警戒」対応〉</b>  <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等  <b>【土砂災害警戒区域】</b> ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	<b>〈「巨大地震注意」対応〉</b>  <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等  <b>【土砂災害警戒区域】</b> ・必要に応じて避難を自主的に実施	<b>〈巨大地震注意対応〉</b>  <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間後 ～2週間	<b>〈巨大地震注意対応〉</b>  <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等  <b>【土砂災害警戒区域】</b> ・必要に応じて避難を自主的に実施	<b>【町全域】</b> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで 大規模地震発生まで	<b>【町全域】</b> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		<b>【町全域】</b> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

### 第1 活動体制

#### 1. 「巨大地震注意」時の活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、第2配備を発令する。配備態勢の内容は、地震編第3章「第1節 組織及び動員計画」に準じる。

## 2. 「巨大地震警戒」時の活動体制

### (1) 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに、町長は第3配備を発令し、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の内容は、地震編 第3章「第1節 組織及び動員計画」に準じる。

### (2) 災害対策本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（終了）が発表されたときは、災害対策本部及び非常配備を廃止する。

## 第2 広報活動

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、住民等への次の広報活動を行う。

### 1. 広報活動

町（総務部、管財経理部）は、広報車、町ウェブサイト、防災メール、SNS（LINE等）等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼をおいて広報する。

#### (1) 地震に関する一般的知識

ア 南海トラフ地震関連情報の意味等

イ 予想される地震が発生した場合の影響度等

#### (2) 住民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

#### (3) その他必要な事項

### ■南海トラフ地震関連情報の発表時に広報する主な内容

混乱縮小のための情報	ア 町民が状況を判断できるための情報 ① 南海トラフ地震関連情報の内容 ② 流言飛語の打ち消し イ 住民等の災害予防措置の呼びかけ ① 出火予防の呼びかけ（消火器の点検） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと ③ 倒壊、転倒、落下、崩落等の危険がある建物や場所に近寄らないこと ④ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること ⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること ⑥ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
生活関連情報	ア 交通・道路情報 ① 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など） ② 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）

### 2. 広聴活動

町（総務部）は、住民からの南海トラフ地震に関する相談や問い合わせへの対応などを開始し、民生の安定を図る。

#### (1) 住民からの問い合わせなどに対応するため「災害相談窓口」を開設

#### (2) 災害相談窓口等で収集した情報は速やかに集約して対応策を検討

### 第3 避難対策

---

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、震度5強の揺れによる建物や斜面の崩壊から被害を軽減するため、町は次の避難対策を行う。

#### 1. 「巨大地震注意」時の対応

総務部は土砂災害警戒区域の住民や耐震性に問題のある家屋の住民に対して自主的な避難を呼びかけ、避難所担当職員は指定緊急避難場所（地震）を開設する。

#### 2. 「巨大地震警戒」時の対応

総務部は土砂災害警戒区域の住民を対象として高齢者等避難を発令するとともに、耐震性に問題のある家屋の住民に自主避難を呼びかける。また、避難所担当職員は指定緊急避難場所（地震）を開設する。



## 《目 次》

第1節	基本方針	132
第2節	活動体制の確立	134
第1	活動体制	134
第2	広報活動	135
第3	避難対策	136